

まちづくり

1 まちづくり、都市づくりに関する問題とは

人口の社会増が沈静化し、神奈川の都市に定住する人々の高齢化が急速に進むとともに、都市の身近な範囲から地球規模に至るまでの環境問題への関心が高まっています。高齢者、障害者をはじめ誰もがくらしやすく、人と自然にやさしいバランスのとれたまちづくりが求められるなど、福祉や環境への配慮が重要となっています。

経済成長期の急激な市街化の進展により、都市の身近な緑地が減少するとともに、無秩序に拡大した市街地や画一的な都市が形成されてきました。一方で神奈川の都市は、表情豊かな自然や歴史に培われた文化に恵まれています。

こうした自然や歴史、文化を尊重し、地域の個性を活かしつつ、みどり豊かな環境の形成や魅力ある景観の保全・創造を図るとともに、都市公園やうるおいやゆとりのある道路や水辺施設等の整備の必要

性など、都市アメニティ（快適さ）を高めることが課題となっています。

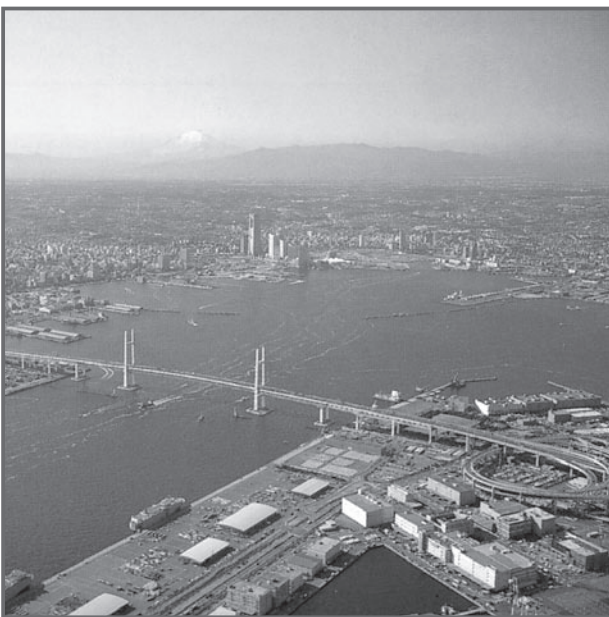
また、都市における環境問題は、人間の活動の拡大に伴い、単に、大気、水、土壌の汚染といった地域レベルの問題にとどまらず、地球環境レベルに直結するようになっていきます。近年では、真夏日や熱帯夜が増加するといったヒートアイランド現象など新たな環境問題も生じています。

今後は、都市づくりのあらゆる場面において、こうした人類共通の課題への対応や、多様な動植物との共生も視野に入れた対応が求められてくると思われます。

こうしたさまざまな問題に対し、人や自然にやさしい水辺づくりや、都市公園の整備などによるみどり豊かで美しいまちづくりなど、環境に配慮したまちづくりの取組を進めています。

2-7

まちづくり



2 自然環境に配慮したまちづくりの現況と課題 ―― ひとや自然にやさしい水辺づくり

従来の安全対策に視点をおいた施設整備によって失われていた自然環境を保全していくため、現在では、河川や海岸等の整備・改修にあたって、現存する多様な生物やその生育環境を保全・創造し、景観も含む周辺環境や人々の利用などに配慮した川づくり、海岸づくり等を進めています。

具体的には、平成16年度に酒匂川などにおいて、

▶表2-7-1 自然環境に配慮した河川整備箇所数

年 度	H13	H14	H15	H16	H17予定
河川数	12	12	12	13	11

▶表2-7-2 自然環境に配慮した港湾海岸整備箇所数

年 度	H13	H14	H15	H16	H17予定
海岸数	1	1	1	1	1

▶表2-7-3 自然環境に配慮した海岸保全施設整備箇所数

年 度	H13	H14	H15	H16	H17予定
海岸数	4	5	2	2	2

多孔質ブロック等による植生護岸の整備を実施し、自然環境と調和した川づくりを実施しました。

また、真鶴港海岸では魚などが生育できる空隙のある離岸堤の整備を実施し、小田原海岸など2海岸で砂浜の回復・保全等を目的とした自然環境に配慮した海岸整備を実施しました。



多自然型川づくり(境川 相模原市)

みどり豊かで美しいまちづくり

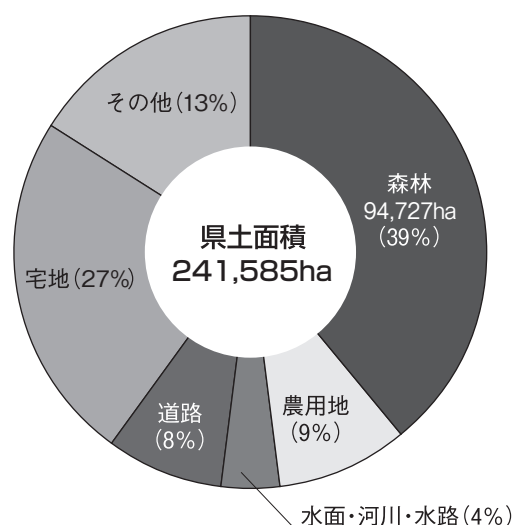
■ 都市公園、うるおいあるみち空間の形成

都市部では、無秩序な宅地開発が進み、都市部の身近なみどりや里山などの雑木林等が減少しています。そこで、県立都市公園の整備や道路などの公共施設の緑化により都市のみどりの質的・量的な創造と保全を推進しています。

平成16年度には、県立津久井湖城山公園などの一部開園や国道134号、県道61号(平塚伊勢原)などの街路樹整備を実施するなど、みどり豊かで美しいまちづくりを推進しています。

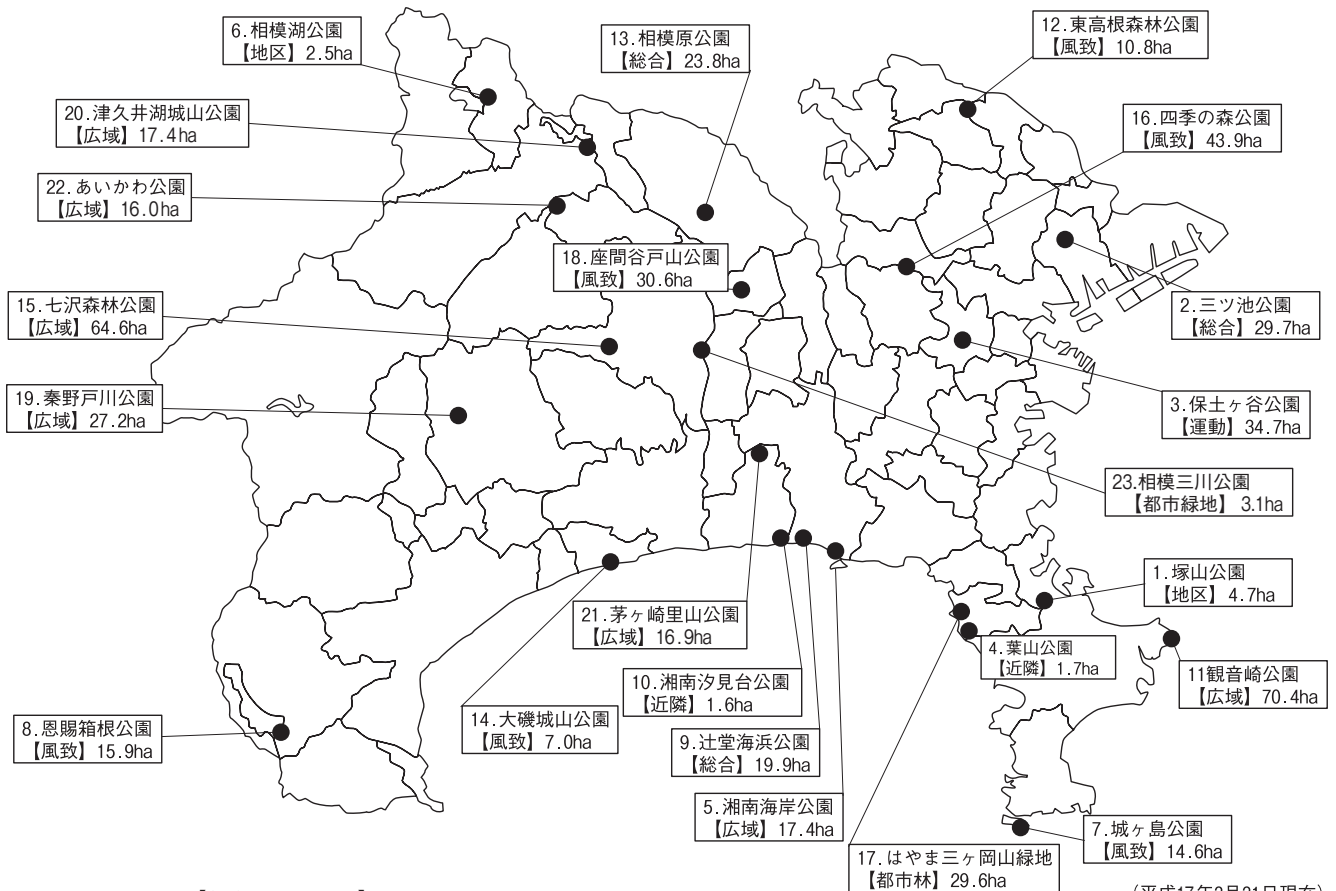
▶図2-7-1 県土の土地利用面積割合

●県土面積241,585haのうち、約40%が森林です。



注:県土面積及び森林面積は、平成16年10月1日現在。
森林以外の土地利用面積割合は、概数です。

▶ 図2-7-2 県立都市公園一覧



【都市公園の種別】

種 別	内 容
近 隣	主として近隣に居住する市民の利用を目的とする公園
地 区	主として徒歩圏内に居住する市民の利用を目的とする公園
総 合	市民全般の休憩、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用を目的とする公園
運 動	市民全般の運動・余暇を目的とする公園
風 致	主として風致を享受することを目的とする公園
広 域	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園
都市林	市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等
都市緑地	都市の自然的環境の保全、改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地

(平成17年3月31日現在)

▶ 表2-7-4 県立都市公園一覧表

(平成17年3月31日 現在)

公園名	種別	開設面積 (ha)	所在地	公園名	種別	開設面積 (ha)	所在地
1 塚山公園	地区	4.7	横須賀市	13 相模原公園	総合	23.8	相模原市
2 三ツ池公園	総合	29.7	横浜市鶴見区	14 大磯城山公園	風致	7.0	大磯町
3 保土ヶ谷公園	運動	34.7	横浜市保土ヶ谷区	15 七沢森林公園	広域	64.6	厚木市
4 葉山公園	近隣	1.7	葉山町	16 四季の森公園	風致	43.9	横浜市緑区
5 湘南海岸公園	広域	17.4	藤沢市	17 はやま三ヶ岡山緑地	都市林	29.6	葉山町
6 相模湖公園	地区	2.5	相模湖町	18 座間谷戸山公園	風致	30.6	座間市
7 城ヶ島公園	風致	14.6	三浦市	19 秦野戸川公園	広域	27.2	秦野市
8 恩賜箱根公園	風致	15.9	箱根町	20 津久井湖城山公園	広域	17.4	津久井町、城山町
9 辻堂海浜公園	総合	19.9	藤沢市	21 茅ヶ崎里山公園	広域	16.9	茅ヶ崎市
10 湘南汐見台公園	近隣	1.6	茅ヶ崎市	22 あいかわ公園	広域	16.0	愛川町
11 観音崎公園	広域	70.4	横須賀市	23 相模三川公園	都市緑地	3.1	海老名市
12 東高根森林公園	風致	10.8	川崎市宮前区				

▶表2-7-5 各年度末の都市公園整備面積実績

●各年度末の整備面積実績 (単位:ha)

年 度	H13	H14	H15	H16
都市公園面積	3,725	3,805	3,907	4,035

▶表2-7-6 街路樹の整備延長

●道路の新設・改築と併せた整備 (単位:km)

年 度	H13	H14	H15	H16
整備延長	2.7	1.5	1.0	1.5

●既設県管理道路における街路樹整備 (単位:km)

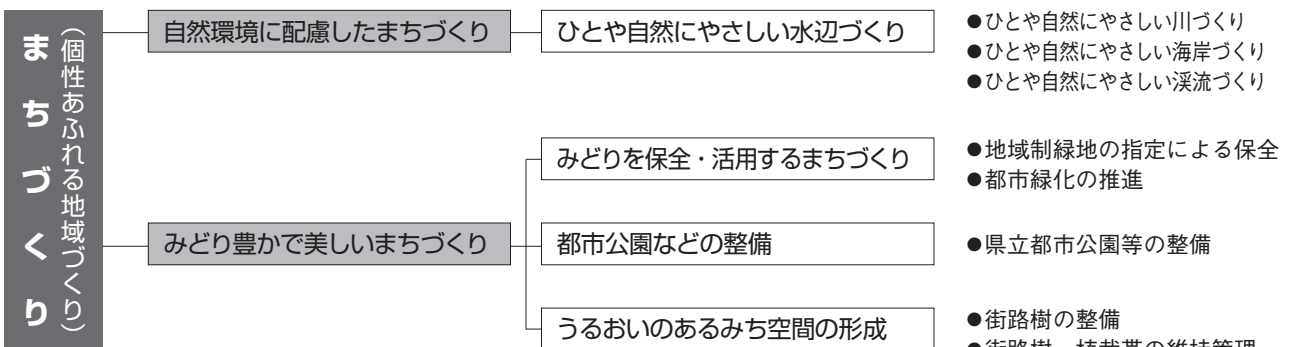
年 度	H13	H14	H15	H16
整備延長	3.2	3.5	3.2	5.1



街路樹整備状況(県道711号[小田原松田] 大井町)

3 環境に配慮したまちづくりに関する県の取組

体系図



施策と今後の展開

■ひとや自然にやさしい水辺づくり

河川や海岸の改修にあたっては、多自然型川づくりや砂浜の回復・保全を目的とした養浜、また、港湾海岸における自然回復型海岸の整備など自然環境に配慮した水辺、海辺づくりを行います。

■都市公園などの整備

都市にうるおいを与え、人々のいこいの場となるみどり豊かな都市空間を形成するため、様々な手法の活用による都市公園面積の拡大や、安全で快適な魅力ある公園の整備に取り組みます。



真鶴港海岸整備状況
(琴ヶ浜地区 真鶴町)

■ うるおいあるみち空間の形成

街路樹・植栽帯の整備や剪定・病虫害駆除などの維持管理による道路緑化を推進します。



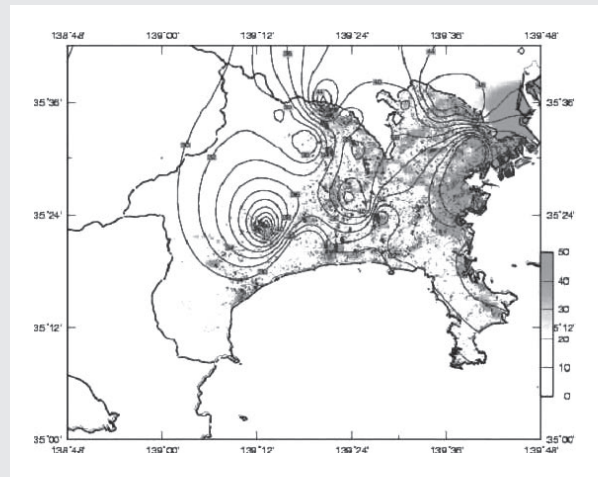
県立観音崎公園（「ふれあいの森」横須賀市）

コラム ヒートアイランド現象

ヒートアイランド現象とは、アスファルト舗装などによる地表面被覆の人工化、オフィスビルなどからの人工排熱の増加、緑地の減少、気象条件など多くの要素が絡み合っ、て、都市部の気温が郊外に比べて高くなり、等温線が都市部を中心に島状に表される現象です（ヒートアイランド（熱の島）はこれに由来します）。

県では平成16年度に市町村の協力を得て、県内のヒートアイランド現象の実態について調査したところ、複数の都市で中心市街地の高温化傾向が確認されました。ヒートアイランド現象はさまざまな要因が複雑に絡み合っていることから、平成17年度は、16年度の調査結果を踏まえ、高温化の傾向が認められる地域について、ヒートアイランド現象に関する地域特性を整理するとともに、地域別に有効なヒートアイランド対策を検討しています。

今後は、このような調査結果も参考に、市町村と連携して、ヒートアイランド現象緩和のための具体的な対策に取り組んでいきます。



人工排熱と真夏日数分布及び土地利用の重ね合せ図
（平成16年度調査より）

コラム 景観法

平成16年12月に施行された景観法は、わが国では初めて良好な景観づくりを推し進めることを目的に制定された法律です。

この景観法では、市町村など地域に身近な自治体が景観計画を作り、景観づくりに向けた様々な取組を行うことができるようになりました。

例えば、景観計画で地域の建築物などに対して景観づくりのルールを定めることができるようになりました。この景観づくりのルールでは、新たに建築される建築物のデザインや色づかいなどを地域と調和するように求めることができ、必要に応じて、罰則などの強制力をもって対応することで、地域のトラブルをあらかじめ防ぐこともできるようになります。

また、地域のシンボルとなっている歴史的な建築物などが失われてしまうのを防ぐために、これらを景観重要建造物として指定して、取り壊しや外観の変更を制限したり、行政やNPO団体などによる維持管理ができるようになりました。

しかし、景観法が定められたというだけで美しい景観がつくれるわけではありません。美しい景観をつくるためには、行政の取組はもとより、地域の皆様の取組が欠かせません。

景観法のスタートを機に、身近な景観づくりに向けて何ができるのかを一度お考えください。

景観法の制度イメージ

景観協議会

行政と住民が協働して取り組む場。



オープンカフェの取組例

景観整備機構

NPO法人やまちづくり公社などを指定。

景観重要建造物の管理、土地の取得等を行う。



ポケットパーク等の整備イメージ

景観計画の区域 （都市計画区域外でも指定可能。）

- 建築物の建築等に対する届出・勧告を基本とするゆるやかな規制誘導
- 一定の場合は変更命令が可能
- 「景観上重要な公共施設」の整備や「電線共同溝法」の特例
- 農地の形質変更等の規制、耕作放棄地対策の強化、森林施業の促進

景観協定

住民合意によるきめ細やかな景観に関するルールづくり



商店街での取組イメージ

景観重要建造物

景観上重要な建築物・工作物・樹木を指定して積極的に保全



イメージ

景観地区（都市計画）

- より積極的に景観形成を図る地区について指定
- 建築物や工作物のデザイン、色彩についての初めての規制
- 廃棄物の堆積や土地の形質変更等についての行為規制も可能



まちなみイメージ

規制緩和措置の活用

屋外広告物法との連携